

「いつでも簡単トイレ」事件 ～ECサイト運営者への商標権侵害の申告が不正競争行為に該当するとして、 告知等の差止め及び損害賠償が認められた事例～

大阪地判令和6年3月18日（令和5年（ワ）第893号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
室谷法律事務所
弁護士 室谷 和彦

第1 事案

1 概要

本件は、アマゾンにおいて原告各商品（簡易トイレ 6品）を販売していた原告が、被告P1のアマゾン運営者に対する本件各申告（別紙申告一覧表記載の申告）が不競法2条1項21号の不正競争に該当すると主張して、被告ら（被告P1及び被告会社）に対し、次の各請求をした事案である。

- (1) 被告P1に対し、不競法3条1項に基づく、ECサイト運営者に対して原告各商品が被告商標権を侵害する旨の告知等の差止請求
- (2) 被告らに対し、不競法4条（被告P1に対し）及び会社法350条（被告会社に対し）に基づく、損害賠償金2309万0459円（一部請求）及び遅延損害金の連帯支払請求

2 前提事実

(1) 原告について

原告は、日用雑貨及び服飾雑貨の販売等を目的とする株式会社である。

原告は、令和4年10月31日当時、アマゾン、楽天市場において、原告各商品を販売していた。原告各商品の商品名は、「Q b i tいつでも簡単トイレ10回分」「Q b i tいつでも簡単トイレ30回分」等であり、下記の原告各標章が付されていた。

原告は、下記の商標権（原告商標権）を有している。

【原告各標章】（原告標章目録から引用）

1 Q b i tいつでも簡単トイレ



11 いつでも簡単トイレ（標準文字）



【原告商標権】

1 【登録番号】 商標登録第6636059号

【出願日】 令和4年7月29日

【登録日】 令和4年11月2日

【登録商標】（標準文字）

Q b i tいつでも簡単トイレ

【商品及び役務の区分並びに指定商品】

第21類 簡易トイレ、非常時・緊急時用簡易トイレ

2 【登録番号】 商標登録第6663718号

【出願日】 令和4年11月11日

【登録日】 令和5年1月18日

【登録商標】



【商品及び役務の区分並びに指定商品】

第21類 簡易トイレ、非常時・緊急時用簡易トイレ